

九州電力株式会社

(証券コード 9508)

第101回定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

場所

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」

※お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会資料の電子提供について

会社法の改正に伴い、従来、株主総会参考書類等に記載しておりました内容につきましては、紙資源の使用量を削減できることや株主総会資料を株主の皆さまに早期にご確認いただけることから、ウェブサイトにてご提供させていただいております。

パソコン等による確認方法



以下のように検索いただくか、本通知書に記載のURLにアクセスしてご確認ください。

九州電力 株主総会



スマートフォン等による確認方法



同封の議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取りご確認ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。



ずっと先まで、明るくしたい。

(証券コード 9508)

2025年6月5日

(電子提供措置の開始日：2025年5月26日)

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九 州 電 力 株 式 会 社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和 弘

第101回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html

【証券代行会社ウェブサイト(株主総会ポータル)】

<https://www.soukai-portal.net> (QRコードは議決権行使書にございます。)

【東京証券取引所ウェブサイト (上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(「銘柄名(会社名)」に「九州電力」又は「コード」に当社証券コード「9508」を入力し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順にご選択のうえ、ご確認ください。)

*各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の参考書類をご高覧のうえ、「議決権行使についてのご案内」(5ページから6ページ)をご確認いただき、書面又はインターネットにて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 2025年6月26日(木曜日) 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」 |

3 目的事項

報告事項

- 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

決議事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分について

当期の期末配当金を普通株式1株につき25円、及びB種優先株式1株につき1,450,000円とすることについてご承認をお願いするものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任について

以下の10名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者 番 号	氏 名				候補者 番 号	氏 名					
1	いけ	べ	かず	ひろ	再任	6	き	ど	ひろ	と	新任
	池	辺	和	弘			木	戸	啓	人	
2	にし	やま		まさる	再任	7	さ	とう	ひで	お	新任
	西	山		勝			佐	藤	秀	夫	
3	はし	もと		のぼる	再任	8	なか	むら	のり	ひろ	新任
	橋	本		上			中	村	典	弘	
4	そう	だ		あつし	再任	9	たちばな	ふく	く	しま	さきえ
	早	田		敦			橘・フクシマ・咲江				
5	はやし	だ	みち	お	再任	10	ひら	こ	ゆう	じ	
	林	田	道	生			平	子	裕	志	

<株主提案（第3号議案から第19号議案まで）>

取締役会としては、第3号議案から第19号議案までの全ての議案に反対いたします。

・株主（54名）からのご提案（第3号議案から第9号議案まで）

- | | | |
|-------|---------|-------------------------|
| 第3号議案 | 定款の一部変更 | 放射性廃棄物処理検討委員会の設置について |
| 第4号議案 | 定款の一部変更 | 川内原発敷地内乾式貯蔵施設に関する宣言について |
| 第5号議案 | 定款の一部変更 | 川内原発の運転停止について |
| 第6号議案 | 定款の一部変更 | プルサーマル発電からの撤退について |
| 第7号議案 | 定款の一部変更 | 核燃料サイクル事業からの撤退について |
| 第8号議案 | 定款の一部変更 | 川内原発3号機増設に関する宣言について |
| 第9号議案 | 定款の一部変更 | プルトニウム利用からの撤退について |

・株主（1名）からのご提案（第10号議案から第19号議案まで）

第10号議案	定款の一部変更	配当の安定について
第11号議案	定款の一部変更	第三者委員会の設立について
第12号議案	定款の一部変更	株主総会での株主の権利の確保について
第13号議案	定款の一部変更	株主総会の公開化について
第14号議案	定款の一部変更	コンプライアンスに関する評価の確立について
第15号議案	定款の一部変更	公平・公正な調達の検証について
第16号議案	定款の一部変更	事業を検証する機関の設置について
第17号議案	定款の一部変更	要求に対する正当性の確認について
第18号議案	定款の一部変更	グループ企業の検証について
第19号議案	定款の一部変更	人事評価の検証について

各号議案の内容等は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」（7ページから29ページ）に記載しております。

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけませんのでご注意ください。

介助又は通訳（手話通訳を含む）が必要な株主さまに限り、介助者又は通訳者を1名に限り同伴してご入場いただけます。ただし、これら同伴の方につきましては、議決権を有する株主さまである場合を除き、会場内では介助者又は通訳者としての言動に制限させていただきます。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、1ページに記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

したがって、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

インターネットによるライブ配信のご案内

- 本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主IDとパスワードを入力の上、ご視聴ください。

配信日時

2025年6月26日（木） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

当日の視聴方法

スマートフォン、パソコン等にて以下の配信用ウェブサイトへアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

配信用ウェブサイト <https://9508.ksoukai.jp>

株主ID：議決権行使書用紙記載の「**株主番号**」（数字9桁）

パスワード：基準日（3月末）時点の株主名簿ご登録住所の「**郵便番号**」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。**議決権行使書用紙を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。**

【ご参考】議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置

The diagram illustrates the layout of the proxy statement form (議決権行使書) and the corresponding fields for the shareholder ID and password. The form is divided into several sections:

- 株主番号 (Shareholder ID):** Located at the top left, it consists of a 9-digit number. In the example, it is 100-1000 1-82. This number is used as the ID for the live broadcast.
- 郵便番号 (Postal Code):** Located at the bottom right, it consists of a 7-digit number. In the example, it is 100-0348. This number is used as the password for the live broadcast.
- 株主名 (Shareholder Name):** Located in the middle left, it is the name of the shareholder. In the example, it is 九電 太郎 (Kyuden Taro).
- 議決権行使書 (Proxy Statement):** The main body of the form, which includes the company name (九州電力株式会社), the meeting date (2025年6月26日), and the meeting time (午前10時).

Red arrows indicate the flow of information from the form to the live broadcast fields:

- From the **株主番号** field to the **株主番号 (9桁の数字)** field.
- From the **郵便番号** field to the **郵便番号 (7桁の数字)** field.

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
株主総会ライブ配信 サポート専用ダイヤル

0120-782-041

（平日午前9時～午後5時／フリーダイヤル）

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6833-6228

（受付時間 6月26日（木） 午前9時～株主総会終了）

議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任してご行使いただけるほか、以下の方法によりご行使いただけます。



■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日） 午後5時到着分まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書
九州電力株式会社 御中

株主番号 議決権行使回数

切取線から切り取って
こちら側をご返送ください

会社提案

株主提案

株主提案

（に注意）

九州電力株式会社

お 願 い

1 2 3 4 5 6

招集通知参照、議決権行使の方法について

株主提案ポータルサイト
ログイン用QRコード
（ID、パスワードは別紙）

見本

- ・こちらに、議案の賛否をご記入ください。
賛成の場合……「賛」の欄に○印
否認する場合……「否」の欄に○印
- ・第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の当該候補者の番号をご記入ください。
- ・当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。
株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- ・各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

■機関投資家の皆さまへ

右記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使期限
2025年6月25日（水）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

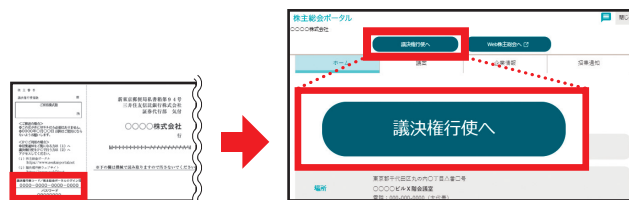


PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

<https://www.soukai-portal.net>



議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます <https://www.web54.net>

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）

三井住友信託銀行 証券代行部

0120-782-031

（受付時間 平日9時～17時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分について

当社は、配当につきましては、安定配当の維持を基本として、当年度の業績に加え、中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案して判断することとしております。

当期の期末配当金につきましては、上記の基本的な考え方等に基づき、普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。これにより、当期における配当金は、昨年12月にお支払いしました中間配当とあわせて1株につき50円となります。

また、当期のB種優先株式の期末配当金につきましては、定款の定めに基づき、1株につき1,450,000円といたしたいと存じます。これにより、当期における配当金は、昨年12月にお支払いしました中間配当とあわせて1株につき2,900,000円となります。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式

1株につき金	25円	総 額	11,847,204,650円
--------	-----	-----	-----------------

当社B種優先株式

1株につき金	1,450,000円	総 額	2,900,000,000円
--------	------------	-----	----------------

計	総 額	14,747,204,650円
---	-----	-----------------

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	いけ べ かず ひろ 池 辺 和 弘 再任	代表取締役 社長執行役員
2	にし やま まさる 西 山 勝 再任	取 締 役 常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部長
3	はし もと のぼる 橋 本 上 再任	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長
4	そう だ あつし 早 田 敦 再任	代表取締役 副社長執行役員、危機管理官、E S Gに関する事項、 最高情報責任者
5	はやし だ みち お 林 田 道 生 再任	取 締 役 常務執行役員、原子力発電本部長
6	き ど ひろ と 木 戸 啓 人 新任	常務執行役員、コーポレート戦略部門長
7	さ とう ひで お 佐 藤 秀 夫 新任	執行役員、テクニカルソリューション統括本部D X推進本部長、 最高D X責任者
8	なか むら のり ひろ 中 村 典 弘 新任	執行役員、エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部長
9	たちばな ふ く し ま さき え 橘・フクシマ・咲江 再任 社外 独立	取 締 役
10	ひら こ ゆう じ 平 子 裕 志 再任 社外 独立	取 締 役

候補者番号

1

いけ べ かず ひろ
池 辺 和 弘

(1958年2月17日生)



再 任

所有する当社
普通株式の数
120,019株

【略歴、地位及び担当】

1981年 4 月 当社入社
2017年 6 月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
2018年 6 月 当社代表取締役社長執行役員
現在に至る

【重要な兼職の状況】

一般社団法人九州経済連合会会長（2025年6月11日就任予定）

【候補者とした理由】

2017年に取締役に就任以来8年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

2

にし やま まさる
西 山 勝

(1963年8月24日生)



再 任

所有する当社
普通株式の数
37,470株

【略歴、地位及び担当】

1986年 4 月 当社入社
2019年 6 月 当社執行役員国際室長
2021年 6 月 当社上席執行役員コーポレート戦略部門長
2022年 6 月 当社常務執行役員コーポレート戦略部門長
2023年 6 月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部長
現在に至る

【重要な兼職の状況】

日本タングステン株式会社社外取締役（2025年6月27日退任予定）

【候補者とした理由】

2019年に執行役員に就任し、エネルギーサービス部門、経営企画部門、国際部門等を幅広く経験しており、その経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2023年に取締役に就任して以降、当社経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



【略歴、地位及び担当】

1984年 4 月 当社入社
 2017年 4 月 当社執行役員熊本支社長
 2020年 7 月 当社上席執行役員都市開発事業本部長
 2022年 6 月 当社常務執行役員都市開発事業本部長
 2023年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長
 現在に至る

再 任

所有する当社
普通株式の数
54,656株

【候補者とした理由】

2023年に代表取締役副社長執行役員に就任以来、当社経営に参画するとともに、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



【略歴、地位及び担当】

1985年 4 月 当社入社
 2018年 6 月 当社執行役員大分支社長
 2020年 4 月 当社執行役員電気事業連合会出向
 2020年 6 月 当社上席執行役員電気事業連合会出向
 2022年 6 月 当社常務執行役員電気事業連合会出向
 2023年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官、E S Gに関する事項
 2024年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官、E S Gに関する事項、
 最高情報責任者
 現在に至る

再 任

所有する当社
普通株式の数
50,778株

【候補者とした理由】

2023年に代表取締役副社長執行役員に就任以来、当社経営に参画するとともに、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

(1958年5月28日生)



再任

所有する当社
普通株式の数
39,954株

【略歴、地位及び担当】

1985年 4 月 当社入社
 2018年 7 月 当社執行役員玄海原子力総合事務所長
 2021年 6 月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長
 2022年 6 月 当社常務執行役員原子力発電本部副本部長
 2024年 6 月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長
 現在に至る

【候補者とした理由】

2018年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
 また、2024年に取締役役に就任して以降、当社経営に参画しております。
 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役役に適任であると判断しております。

(1964年10月19日生)



新任

所有する当社
普通株式の数
30,753株

【略歴、地位及び担当】

1987年 4 月 当社入社
 2020年 4 月 九州電力送配電株式会社系統技術本部部長（技術計画）
 2020年 6 月 当社執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部副本部長
 2023年 6 月 当社常務執行役員コーポレート戦略部門長
 現在に至る

【候補者とした理由】

主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験を有しており、2020年に執行役員に就任して以降、危機管理部長やコーポレート戦略部門長を務め、その経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役役に適任であると判断しております。



【略歴、地位及び担当】

1988年 4 月 当社入社
 2019年 6 月 当社コーポレート戦略部門部長（グループ経営戦略）
 2022年 6 月 当社執行役員東京支社長
 2024年 6 月 当社執行役員テクニカルソリューション統括本部DX推進本部長、
 最高DX責任者
 現在に至る

新 任

所有する当社
普通株式の数
17,573株

【候補者とした理由】

主に経営企画部門等の業務執行において豊富な実務経験を有しており、2022年に執行役員に就任して以降、東京支社長やDX推進本部長を務め、その経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



【略歴、地位及び担当】

1990年 4 月 当社入社
 2016年 7 月 当社発電本部副部長兼火力建設グループ長
 2018年 2 月 当社コーポレート戦略部門部長（インキュベーション担当）
 2018年 7 月 当社コーポレート戦略部門インキュベーションラボ長
 2020年 7 月 当社エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部長（企画）
 2022年 6 月 当社執行役員エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部長
 現在に至る

新 任

所有する当社
普通株式の数
18,852株

【候補者とした理由】

主に火力発電部門やインノベーション部門等の業務執行において豊富な実務経験を有しており、2022年に執行役員に就任して以降、企画・需給本部長を務め、その経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数
14 / 14所有する当社
普通株式の数
11,800株

【略歴、地位及び担当】

- 1980年 6月 ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社
 1984年 2月 同社退職
 1987年 9月 ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
 1990年 1月 同社退職
 1991年 8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社
 （現コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社
 1995年 5月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役
 2000年 9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長
 2001年 7月 同社代表取締役社長
 2007年 9月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役退任
 2009年 5月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長
 2010年 7月 同上退任
 2010年 7月 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
 現在に至る
 2011年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事（2015年4月まで）
 2020年 6月 当社取締役
 現在に至る
 2022年 6月 株式会社あおぞら銀行取締役（非常勤）
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長
 株式会社あおぞら銀行社外取締役

【候補者としての理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、グローバルな人材マネジメント及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

橘・フクシマ氏には、2020年6月取締役就任後、取締役会及び委員会等において、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、2024年6月からは人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き、当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。



再任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数
9 / 10所有する当社
普通株式の数
900株

【略歴、地位及び担当】

- 1981年4月 全日本空輸株式会社（現ANAホールディングス株式会社）入社
2011年6月 同社執行役員営業推進本部副本部長
2012年4月 同社執行役員米州室長兼ニューヨーク支店長
2013年4月 全日本空輸株式会社上席執行役員米州室長兼ニューヨーク支店長
2015年4月 ANAホールディングス株式会社上席執行役員
全日本空輸株式会社取締役執行役員
2015年6月 ANAホールディングス株式会社取締役執行役員
2017年4月 同社取締役
全日本空輸株式会社代表取締役社長
2022年3月 同上退任
2022年4月 ANAホールディングス株式会社取締役副会長
2023年6月 株式会社セブン銀行取締役（非常勤）
現在に至る
2023年6月 株式会社JVCケンウッド取締役（非常勤）
現在に至る
2024年4月 ANAホールディングス株式会社特別顧問
現在に至る
2024年6月 当社取締役
現在に至る

【重要な兼職の状況】

ANAホールディングス株式会社特別顧問
株式会社セブン銀行社外取締役
株式会社JVCケンウッド社外取締役
SMB C日興証券株式会社社外取締役（2025年6月16日就任予定）

【候補者としての理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、財務・IR及び営業・マーケティングに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

平子氏には、2024年6月取締役就任後、取締役会及び委員会等において、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き、当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。

- (注) 1 各候補者の所有する当社普通株式の数には、株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」における本人持分を含めております。
- 2 当社は、橘・フクシマ・咲江氏、平子裕志氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
- 4 橘・フクシマ・咲江氏、平子裕志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 5 橘・フクシマ・咲江氏、平子裕志氏は、当社及び当社が上場している証券取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html) に掲載しております。
- 6 橘・フクシマ・咲江氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であります。
- 7 平子裕志氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

【ご参考】

取締役（候補者）のスキルマトリックス

【スキル特定】

当社は、本年5月に当社グループが長期的に目指す姿・戦略として、九電グループ経営ビジョン2035を公表しております。経営ビジョン2035におけるありたい姿の実現に向け、「カーボンマイナスへの挑戦」「多様なニーズを叶えるソリューション進化」「地域共創による価値創造と成長」「価値創出に向けた人的資本経営」「企業変革をリードするDX推進」「革新と成長を支えるガバナンス強化」の6つをグループ重点戦略として設定しております。

グループ重点戦略の実現に向けて、当社取締役会が高度な見識と多面的な視点で経営の方向性を示すとともに、監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキルについて、社外取締役を委員長とし、委員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会での審議を経て、以下のとおり特定いたしました。

【スキル定義】

企業経営・経営戦略	当社グループの持続的な成長と企業価値の最大化を実現するには、幅広い分野でのマネジメント経験・経営実績、経営戦略の視点を持つ取締役が必要である。
財務・会計	正確な財務報告や強固な経営基盤の構築、持続的な成長に向けた投資・財務戦略の実行のためには、財務・会計に関する知識・経験を有する取締役が必要である。
法務・ガバナンス・リスク管理	持続的な成長の基盤である適切なガバナンス体制の確立に加え、グループ事業のポートフォリオ管理を高度化するためには、法務・ガバナンス・リスク管理に関する知識・経験を有する取締役が必要である。
人 材	人的資本経営を推進し、人と組織が共に成長しながら、価値創出につなげていくためには、人材戦略に関する知識・経験を有する取締役が必要である。
環 境	カーボンマイナスの実現に向け、社会全体のGHG排出量の削減に貢献し、社会の期待に応えるためには、環境に関する幅広い知識、経験を有する取締役のほか、技術的に精通する取締役も必要である。
I C T ・ D X	企業変革をリードするDX推進や多様なニーズを叶えるソリューションの高度化を実現するためには、I C T やDXに関する知識・経験を有する取締役が必要である。
テクノロジー・イノベーション	地域との信頼のベースとなる安定供給や設備の安全・安定運転の確実な実行を牽引するとともに、カーボンマイナスや多様なニーズを叶えるソリューション進化を推進するためには、最新の技術や新たな事業創出に関する知識・経験を有する取締役が必要である。
営業・マーケティング	お客さまや地域の多様なニーズを叶えるソリューションを提供し、進化させていくためには、営業・マーケティングに関する知識・経験を有する取締役が必要である。
グローバル	成長事業である海外事業の戦略の牽引による利益拡大や、カントリーリスクを含め、事業の適切な監査・監督を行うためには、海外での経営実績や海外事業に関する知識・経験を有する取締役が必要である。

取締役（候補者）のスキルは以下のとおり

氏名	当社における地位等※2				特に期待する分野※1								
					人事 諮問 委員会	報酬 諮問 委員会	① 企業経営 ・ 経営戦略	② 財務 ・ 会計	③ 法務 ・ ガバナンス ・ リスク管理	④ 人材	⑤ 環境	⑥ I C T ・ D X	⑦ テクノロジー ・ イノベーション
池 辺	代表取締役 会長				○	○	○	○	○		○		○
西 山	代表取締役 社長執行役員		委員	委員	○	○	○	○	○		○	○	○
橋 本	代表取締役 副社長執行役員				○	○	○	○	○			○	
早 田	代表取締役 副社長執行役員				○	○	○		○	○	○		
林 田	取締役 常務執行役員				○				○		○		
木 戸	取締役 常務執行役員				○	○	○				○		
佐 藤	取締役 常務執行役員				○	○				○	○	○	
中 村	取締役 常務執行役員								○		○	○	
橘・フクシマ	取締役	社外 女性	独立	委員長	委員長	○	○	○			○		○
平 子	取締役	社外	独立	委員	委員	○	○	○				○	○
内 村	取締役 監査等委員				○		○	○	○			○	
尾 家	取締役 監査等委員	社外	独立					○		○	○		
杉 原	取締役 監査等委員	社外 女性	独立	委員	委員			○	○				
重 富	取締役 監査等委員	社外 女性	独立			○	○		○				○

※1 取締役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

※2 これらは3月27日及び4月30日に内定し、発表したものです。第2号議案が原案どおり承認可決された場合、株主総会終了後の取締役会で正式に決定いたします。

期待する分野として○を付けた理由

長きにわたり社長として当社経営を牽引し、電気事業連合会会長、コーポレート戦略部門長、人事労務、海外留学など幅広い分野での豊富な経験を有しており、経営全般にわたる戦略の牽引、監督機能の発揮が期待できる。

エネルギーサービス事業統括本部長（発電・営業など）、コーポレート戦略部門長、国際室長、経営管理、人事労務など幅広い分野での豊富な経験を有しており、経営ビジョン2035実現に向けての経営戦略策定・遂行の牽引が期待できる。

ビジネスソリューション統括本部長（経理・法務・人材・環境など）、熊本支社長、総務部長などを幅広く経験しており、当社の経営基盤強化の推進が期待できる。また、都市開発事業本部長も経験しており、成長分野を含む当社事業の経営戦略の推進が期待できる。

危機管理官、コーポレート戦略部門、大分支社長など幅広く経験しており、当社の経営基盤の強化が期待できる。また、最高情報責任者、電力輸送（工務）を経験しており、IT戦略の牽引やカーボンニュートラル推進などにおける技術的知見に基づく経営戦略の推進が期待できる。

原子力発電部門の経験が長く、同分野での高い専門能力を有しているとともに、玄海原子力総合事務所長として地域との関係づくりなどの経験をしており、地域の皆さまの安全・安心を第一とした安定的な原子力事業運営の牽引が期待できる。

コーポレート戦略部門長を経験しており、経営ビジョン2035実現に向けての経営戦略の策定・遂行の牽引が期待できる。また、危機管理部長の経験に基づくリスク管理の観点、電力輸送（工務）の経験に基づく技術的観点なども踏まえての監督機能の発揮が期待できる。

コーポレート戦略部門、東京支社長を経験しており、当社の経営戦略の推進が期待できる。また、DX推進本部長やベンチャー企業派遣など新たな事業展開に資する業務を経験しており、事業の構造改革の推進も期待できる。

企画・需給本部長（電力市場関係）、火力部門の経験を有しており、カーボンニュートラルに向けた対応や当社国内電気事業における利益拡大施策の牽引が期待できる。また、イノベーション部門長も経験しており、新規事業推進の牽引も期待できる。

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、グローバルな人材マネジメント及びコーポレートガバナンスに関する幅広い知見を有し、それらの関連分野での指導・監督が期待できる。

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、財務・IR及び営業・マーケティングに関する幅広い知見を有し、それらの関連分野での指導・監督が期待できる。

地域共生本部長（法務・環境など）、佐賀支店長、人事労務の業務を経験するとともに、現業機関である営業所長も経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、それらの知見・経験を活かした適正な監査・監督が期待できる。

情報ネットワーク工学の専門家として、ICT・DXやテクノロジー・イノベーション分野の指導・監査が期待できる。また、大学学長としての経験が人材育成の観点からの貢献も期待できる。

弁護士として、法務全般に関する豊富な経験を有しており、法務・ガバナンス・リスク管理の分野での指導・監査が期待できる。また、社外各種委員会の経験から、人材分野での貢献も期待できる。

国際的な公認会計士としての豊富な経験、グローバルな視点からのリスク管理やESG経営推進（特に環境）に関する幅広い知見を有し、財務・会計、グローバル、リスク管理、環境分野での貢献が期待できる。

<株主提案（第3号議案から第19号議案まで）>

第3号議案から第9号議案までは、株主（54名）からのご提案によるものです。

第3号議案 定款の一部変更 放射性廃棄物処理検討委員会の設置について

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第8章 その他

（放射性廃棄物処理検討委員会の設置）

第40条 当会社の玄海原発1、2号機廃止措置は第2段階（原子炉周辺設備等解体撤去）を迎えることになる。放射能に汚染された設備の解体作業に着手するにあたり、安全の担保と住民の不安を解消するため、当会社に取り締役、専門家、市民を構成員とする「放射性廃棄物処理検討委員会」を設置することとする。

◆提案理由

当社は本年1月29日、玄海原発1、2号機に係る廃止措置計画変更認可申請を公表した。これにより、放射能が比較的低い1次系設備の解体撤去、使用済燃料の1、2号機施設外への搬出等の作業を2026年度以降実施することになる。放射性物質汚染対処特措法により放射性セシウム濃度が8000Bq/kg以下は再生利用可能濃度とされ、福島第一原発事故由来の中間貯蔵除去土壌が土木建設資材として全国にばらまかれようとしている。多くの国民は汚染土壌による健康不安を抱えている。

一方、原発のクリアランスレベルは100Bq/kg以下であるため、今後具体的に減容処理による数値の問題、核種等検出コストと検出ミス及びN R（放射性廃棄物でない廃棄物）、クリアランスの評価の問題が出てくる。原子炉等規制法への適合、及び住民の納得を得るためにも当社に、取締役を長とする「放射性廃棄物処理検討委員会」を設置することにより、廃炉についての情報公開と透明性を確保する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、玄海原子力発電所1、2号機について、原子力規制委員会に認可いただいた廃止措置計画に基づき、廃止措置を4段階に分けて実施しており、これまで、第1段階として汚染のない2次系設備の解体撤去や放射性物質による汚染状況調査等を安全最優先に実施し、廃止措置を着実に進めております。

2026年度以降に実施する廃止措置の第2段階においては、放射能レベルが低い1次系設備の解体撤去を実施しますが、法令に基づき適切に処分することとしており、現在、放射能レベルに応じた処分方法の検討を進めております。

また、廃止措置の状況については、自治体主催の会議体での説明やプレス公表を行うなど、丁寧にわかりやすい説明と積極的な情報公開に努めてまいります。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第4号議案 定款の一部変更 川内原発敷地内乾式貯蔵施設に関する宣言について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（川内原発敷地内乾式貯蔵施設に関する宣言）

第41条 当会社は、技術的検討中としている川内原発敷地内乾式貯蔵施設は建設しないこととする。

◆提案理由

川内原発の使用済燃料プールは、あと6年で満杯を迎える。池辺社長は「六ヶ所再処理工場に搬出できれば何の問

題もない」と言うが、川内原発 1、2 号機はステップ 2 と呼ばれる高燃焼度燃料（5.5 万 MWd/t）に変更されているから厄介だ。このステップ 2 の使用済燃料は現状六ヶ所再処理工場で再処理できない。その事業許可申請書には「再処理する使用済燃料の平均燃焼度は 4.5 万 MWd/t 以下」と制限されている。ステップ 2 燃料は「集合体最高燃焼度 5.5 万 MWd/t かつ集合体平均燃焼度は 4.8 万 MWd/t～5.0 万 MWd/t」で、この条件を超えている。つまりステップ 2 使用済燃料は現状六ヶ所再処理工場では再処理できないため、川内原発から搬出されることはない。当社は、「薩摩川内市民に対し、使用済燃料が薩摩川内市に留め置かれることはない」と主張し続けてきた。よって、約束を反故にする敷地内乾式貯蔵施設は建設しないこととする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第 7 次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本の方針とされております。

当社としても、資源に乏しい我が国のエネルギーの安定確保やカーボンニュートラルの実現に向け、安全性の確保を大前提に、原子力発電を最大限活用していくこととしており、核燃料サイクルの推進は、極めて重要であると考えております。

また、当社は、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料を六ヶ所再処理工場で再処理することを原則としており、川内原子力発電所においては、搬出するまでの貯蔵余裕を確保するため、現行のプール方式に加え、貯蔵方法の多様化を図る対策として、乾式貯蔵施設に係る技術的な検討を進めております。

川内原子力発電所で使用している高燃焼度燃料（5.5 万 MWd/t）の使用済燃料の再処理については、技術的に可能と考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第 5 号議案 定款の一部変更 川内原発の運転停止について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（川内原発の運転停止）
第 42 条 ステップ 2 高燃焼度燃料は現状六ヶ所再処理工場で再処理できない。再処理できなければ核燃料サイクルは回らない。よって当会社は、高燃焼度燃料を装荷している川内原発の運転を停止する。

◆提案理由

当社は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としている。ところが現在、川内原発 1、2 号機で使用されているステップ 2 高燃焼度燃料は現状六ヶ所再処理工場では再処理できないことが分かった。つまり、使用済高燃焼度燃料は有効な資源ではなく、処分することができない核のゴミであり、当社にとっては大きな負債となる。よって当社は、ステップ 2 高燃焼度燃料へ移行した川内原発の運転を停止し、これ以上の負債の拡大を防ぐものである。また同時に、玄海原発 4 号機でのステップ 2 高燃焼度燃料の使用も断念する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第 7 次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本の方針とされております。

当社としても、資源に乏しい我が国のエネルギーの安定確保やカーボンニュートラルの実現に向け、安全性の確保を大前提に、原子力発電を最大限活用していくこととしており、核燃料サイクルの推進は、極めて重要であると考えております。

また、当社は、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料を六ヶ所再処理工場で再処理することを原則としております。

川内原子力発電所で使用している高燃焼度燃料（5.5万MWd/t）の使用済燃料の再処理については、技術的に可能と考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第6号議案 定款の一部変更 プルサーマル発電からの撤退について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（プルサーマル発電からの撤退）

第43条 使用済MOX燃料は現状六ヶ所再処理工場では再処理できない。よって当社は、プルサーマル発電から撤退する。

◆提案理由

当社は本年2月14日、ウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX）燃料を使った「プルサーマル発電」の再開時期が2029年度以降になると公表した。また、電気事業連合会（電事連）と関西電力はフランスのオラノ社に「使用済MOX燃料の再処理実証研究」を委託し、2027年度から使用済MOX燃料を含む400トンをフランスに搬出することを公表した。これに関して、3月8日東奥日報は「フランスでの再処理で生まれる高レベル廃液ガラス固化体は、六ヶ所村では受け入れない」旨を詳しく報じている。電事連と関電は、フランス分について「高レベル廃棄物は日本に返還される」ことを認めているが、返還先は「今後検討する」とのみ東奥日報の取材に答えた。使用済MOX燃料は現状六ヶ所再処理工場では再処理できない。だからこそ「再処理実証研究」名目でフランスに委託する。よって当社はプルサーマル発電から撤退する。また、フランスに委託したMOX燃料製造も中止する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第7次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社は、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えており、玄海原子力発電所3号機においてMOX燃料を使用したプルサーマル運転を着実に進めることとしております。

国の同計画では、使用済MOX燃料の再処理について、国際連携による実証研究を含め、2030年代後半を目途に技術確立をべく研究開発を進めるとともに、その成果を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定し、許認可の取得や実運用の検討に必要なデータの充実化を進めるとされており、当社は、国内の原子力事業者と連携して、使用済MOX燃料の再処理技術の早期確立を目指し、使用済MOX燃料に関する再処理実証研究に取り組んでおります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第7号議案 定款の一部変更 核燃料サイクル事業からの撤退について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(核燃料サイクル事業からの撤退)

第44条 六ヶ所再処理工場は完成しないと見込まれるため、当会社は、日本原燃及び原燃輸送への出資又は債務保証は行わない。また、海外への使用済燃料の処理委託も行わない。

◆提案理由

六ヶ所再処理工場の基準地震動は当初、375ガルで設計・建設された。その後、700ガルに引き上げられ目下耐震補強工事中である。ところが、分離建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋などの主要部分は、2006年～2013年に使用済燃料425tU（PWR 206tU、BWR 219tU）を剪断、溶解、分離、精製する総合試験＝「アクティブ試験」を強行したため、福島事故で溶融した（BWR 257tU）の2倍程度の放射性物質で極度に汚染された。厚さ1mの放射線遮蔽コンクリートで細かく区切られた、これら「レッド・セル」内は使用前検査の立ち入りはもとより、耐震補強工事も困難なため、「設計及び工事の計画の変更の認可申請」に係る審査で耐震補強が必要になっても工事ができず、不合格になる可能性が高い。よって当社は、日本原燃への出資・債務保証及び原燃輸送への出資を取りやめ、一刻も早い六ヶ所再処理工場の廃止を促すこととする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第7次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社は、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが重要であると考えており、再処理事業等を行う日本原燃及び使用済燃料等の輸送業務を行う原燃輸送は、核燃料サイクルにおいて不可欠であることから、日本原燃に対する出資及び債務保証並びに原燃輸送に対する出資を行っており、今後も必要に応じて実施を判断していくものと考えております。

なお、日本原燃の六ヶ所再処理工場では現在、2026年度のしゅん工に向け、新規規制基準の審査対応や安全対策工事が進められております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第8号議案 定款の一部変更 川内原発3号機増設に関する宣言について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(川内原発3号機増設に関する宣言)

第45条 当会社は、必要性のない川内原発3号機の増設は行わない。

◆提案理由

川内原発3号機の増設が、玄海原発1、2号機廃止措置の代替として注目されている。根拠として、データセンターや半導体工場の増設があげられているが、電力需要は、人口減や東日本大震災以降の省エネ技術の進展で右肩下がり状況で根拠は曖昧である。さらに、増設は経済的にも全く採算が取れない。経産省資源エネルギー庁は原発の新規建設費を一基7200億円程度としている。しかし、近年欧米で建設中、又は運転を開始した原発は一基2兆円、3兆円という水準であり、とても採算ベースにあるとは言えない。安倍政権の肝いりで原発を輸出しようとしたが、建設費等の高騰で東芝、日立、三菱重工のいずれも撤退した。建設費の高騰は電気代として回収せざるを得ないわけ

で、新たな原発を建設するよりも、再生可能エネルギーへの投資に注力するほうがはるかに賢明である。よって当社は、川内原発3号機の増設は行わない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第7次エネルギー基本計画において、電力需要については、将来データセンターや半導体工場の新增設等に伴い増加する可能性が高いことが示されております。そうした需要増加に対応するため、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスのとれた電源構成を目指し、再生可能エネルギーと原子力を最大限活用していくことが極めて重要とされております。

当社は、「S（安全）＋3E（エネルギーの安定供給、環境保全、経済性）」の原則のもと、再生可能エネルギーの主力電源化及び原子力の最大限活用等の取組みを進めていくことが重要と考えております。

川内原子力発電所3号機については、エネルギー基本計画や2050年カーボンニュートラルを踏まえた国のエネルギー政策や原子力事業環境整備の動向、電力システム改革による競争進展の状況、将来の電力需給の状況等、様々な要素を勘案し検討していくこととしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第9号議案 定款の一部変更 プルトニウム利用からの撤退について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（プルトニウム利用からの撤退）

第46条 原発先進国である英国政府は民生用プルトニウム約120トンを埋設処分することを決定した。プルトニウムは有用な資源ではなく、ゴミであるとの判断である。当会社も英国政府に倣い、プルトニウム利用撤退の道を選択する。

◆提案理由

本年1月24日、英国政府は、民生用プルトニウム約120トンの処分方法として、水に溶けにくく化学的に安定している母材の中に閉じ込めて「固定化」し、これを深地下に埋めるという方針を発表した。2005年に英国核廃止措置機関が、破綻した英国核燃料公社にとって代わって以来、続けられてきた処分方法の検討に決着がついた形だ。検討されてきた選択肢は、①無期限貯蔵、②廃棄物としての処分、③原子炉の燃料としての使用だ。プルトニウムをウランと混ぜたMOX燃料を炉で燃やすのは経済性がなく、実は③も「焼却」というゴミ処分の一つの形態であった。英国エネルギー安全保障・ネットゼロ省は今回、「無期限の長期貯蔵は、安全保障上のリスクと核拡散上の問題を将来世代に負わせることになる」とし、「地層処分施設での処分に適した形態にすることが政府の目指すところだ」とした。当社も英国政府の決断に倣い、プルトニウム利用撤退の道を選択する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第7次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社は、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えております。この考えのもと、当社の使用済燃料については再処理し、玄海原子力発電所3号機においてMOX燃料を使用した運転を着実に進めることとしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第10号議案から第19号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。

第10号議案 定款の一部変更 配当の安定について

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第8章 その他

（配当の安定）

第47条 当社は、株主へ安定的に還元するため、純利益の30%～40%を配当する。配当は四半期ごとの決算後とし、年四回とする。

◆提案理由

今日の日本株の上昇は、米国株とそんな色ない配当性の向上による寄与が大きいと考えられる。

九州電力は電気料金が認可のため、利益が次年度に流れ込むことがあるのに、当該年度の業績が悪いとすぐ無配にし、流れ込んだ利益により大幅な増収があっても配当を増やさない。

よって、純利益に対する配当率を定め、安定的に利益を株主に還元させる。

また、米国の大企業では一般的な、四半期決算後の支払いとする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

配当については、安定配当の維持を基本として、当年度の業績に加え、中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案して判断することとしております。

また、配当時期については、電気事業の特性上、季節間の業績変動が大きいこと等から、中間及び期末の年2回の配当を基本としております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第11号議案 定款の一部変更 第三者委員会の設立について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（第三者委員会の設立）

第48条 当社は、報道される不祥事等があった場合は、不祥事の事実の有無及び事実関係の明確化並びに原因の究明をするため、第三者委員会を設置する。第三者委員会のメンバーは、当会社と関係のない専門家を選定する。

◆提案理由

新電力と呼ばれる新規参入事業者の情報を不正に閲覧していた問題や、関西電力と顧客獲得を制限するカルテルを結んでいたとされる問題について、株主に対して説明はなく、第三者委員会による調査も行っていない。

これでは、原因究明もされず、再発防止が適切に行えない。

よって、報道される不祥事等があった場合は、不祥事の事実の有無及び事実関係の明確化並びに原因の究明をするため、第三者委員会を設置する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、不正の疑いを把握した場合は、弁護士等の専門家の助言を受けながら事実関係及び原因を調査し、対策を講じるなど、法令に則って公正中立に対応しております。そして、その内容は、社外有識者、労働組合代表、社外

取締役等で構成する当社のコンプライアンス委員会に報告し、客観的中立的な立場からご提言をいただくなど、適切にモニタリングを実施しております。

なお、当社は、新電力顧客情報等の不適切な取扱い及び関西電力との間での小売電気事業上の情報等に関するやり取りに関し、2023年度に電気事業法に基づく業務改善計画を経済産業省に提出し、これまで再発防止に取り組んでおり、その内容は当社ホームページ等を通じてお知らせしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第12号議案 定款の一部変更 株主総会での株主の権利の確保について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(株主総会での株主の権利の確保)
第49条 当社は、株主総会での株主の株主提案に対する権利を確保するため、取締役会の意見は事実と反した内容を記載しない。また、発言を遮るヤジ等の行為に対して毅然とした対応を行い、議長はその責任を全うする。

◆提案理由

以前の提案内容に対して、事実と異なる虚偽と思われる内容の記載があった。

また、前回の株主総会時に、九州電力招待客席から、株主提案者の説明に対して、説明を遮るようなヤジ等の行為が多数見受けられた。

議長は、注意するだけで、退室させる等の毅然とした対応をしていないし、九州電力招待者の行為であるため、会社自体が行わせていたとも思える。

よって、株主総会での株主の発言を遮るヤジ等の行為に対して毅然とした対応を行う必要がある。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主提案議案に対する取締役会の意見については、社内で十分な審議を行ったうえで、その内容を決定しており、事実と異なる記載はございません。

また、議長は、充実した審議が行われるよう、法令・定款に従った適正な総会運営に努めております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第13号議案 定款の一部変更 株主総会の公開化について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(株主総会の公開化)
第50条 当社は、積極的な情報公開を実施する会社を目指し、株主総会の中継放送をインターネットで実施し、その記録を公開する。

◆提案理由

積極的な情報公開を実施する会社を目指し、株主総会の中継放送をインターネットで行うことにより、総会での不適切な行為を防止する効果も期待できる。

積極的な情報公開を実施することにより、企業価値の向上を図ることを目的とする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主総会招集ご通知に記載のとおり、既に当社はインターネットを通じて株主さまに株主総会の開会から閉会まで

の様子をライブ配信しております。

また、株主総会終了後には、開会から報告事項の報告が終了するまでの間の様子を、株主さまに限定せず当社ホームページで公開しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第14号議案 定款の一部変更 コンプライアンスに関する評価の確立について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(コンプライアンスに関する評価の確立)

第51条 当社は、コンプライアンスに関する対策及び対応等を適切に実施していることを、第三者による調査及び評価で定期的に確認する。

◆提案理由

不祥事等が発生しているのは、コンプライアンスに関する対策及び対応等に問題があると思われる。

よって、第三者による調査及び評価を定期的に実施することにより、会社のコンプライアンス意識を向上させる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、地域・社会の皆さまからの信頼が事業活動の最大の基盤であり、透明性の高い、誠実で公正な事業運営を行うことが重要と考え、コンプライアンス経営に関する方針や具体的対応策の提言、及び実施状況のモニタリングを行うことを目的に、コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しております。

同委員会は、コンプライアンス経営に資するため、社外有識者、労働組合代表、社外取締役等で構成されており、客観的中立的な立場で積極的にご提言・ご助言等をいただいております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第15号議案 定款の一部変更 公平・公正な調達の検証について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(公平・公正な調達の検証)

第52条 当社は、公平・公正な調達（資材、工事及び委託）を検証することを目的に、第三者による調査及び評価を定期的に実施する。

◆提案理由

新規参入事業者の情報を不正に閲覧していた問題が発生した原因は、公平・公正な調達（資材、工事及び委託）に関する対策及び対応等に問題があると思われる。

よって、第三者による調査及び評価を定期的に実施することにより、当社の公平・公正な調達（資材、工事及び委託）を向上させる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、良質な資材を経済的に調達することを目的として「資材調達基本方針」を定め、品質や価格など経済合理性に基づいた公平・公正な資材調達を行っております。

また、当社では公平・公正な資材調達を含めた適切な内部統制の仕組みを整備しており、内部監査組織が、監査等委員会及び第三者機関である有限責任監査法人トーマツと連携し、内部統制の整備・運用状況について定期的な監査

を行っております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第16号議案 定款の一部変更 事業を検証する機関の設置について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(事業を検証する機関の設置)

第53条 当社は、新規事業を行うに当たって、採算性及び将来性等を客観的に検証することを目的に、第三者による調査及び評価を定期的を実施する。

◆提案理由

新規事業を行うに当たって、採算性及び将来性等を第三者による調査及び評価を定期的を実施することにより、無理、無駄な事業の実施を防止する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

新規事業の投資判断にあたっては、一定規模以上のものについては経営層や専門知識を有する関連部門のメンバーで構成する社内委員会を設置し、社外の専門家等による法務・財務等の事前調査を行った事業について、収益性やリスク等を慎重に評価・審議したうえで、社外取締役を含む取締役会等にて意思決定を行うこととしております。

また、参画後も同委員会において、継続的かつ定期的なモニタリング等を行うことにより、リスクの低減を図るとともに、不調事業については一定のルールに基づいて継続・撤退を検討し、撤退する場合には社外取締役を含む取締役会等で意思決定を行うこととしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第17号議案 定款の一部変更 要求に対する正当性の確認について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(要求に対する正当性の確認)

第54条 当社は、社外からの要求により対応した場合は、その要求及び対応が適切だったかの評価を第三者により実施する。

◆提案理由

国や県等は、電力会社に対して、多大な要求をする場合がある。

その要求に対応した場合は、要求及び対応が適切であったかを第三者による調査及び評価を実施することにより、適切な対応を行う基盤を確立する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

電気事業は、国民生活に不可欠なインフラであり、高い公共性を有することから、電力の安定供給を確保するため、電気事業法をはじめとする関係法令の規制を受けております。

当社は、電気事業者として関係法令を遵守し必要な許認可を得たうえで事業を運営するとともに、規制当局の要求に対しても適切に対応しております。また、県等をはじめとした地域のご理解のもとに電気事業を運営できるものと認識しており、地域からの要望に対しては真摯に対応しております。

なお、当社は、取締役会と監査等委員会を設置するガバナンスを基本として、独立性の高い社外取締役を選任し、経営に対する監督機能の強化を図るとともに、業務運営の適正性については、監査等委員会と内部監査組織が連携し、監査の実効性を高め、各部門・事業所における法令等の遵守や業務執行の適切性・妥当性を確認しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第18号議案 定款の一部変更 グループ企業の検証について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(グループ企業の検証)

第55条 当社は、多数のグループ企業を有しているが、時代に即した効率的・機能的な構成及び組織となっているか検証する必要がある。よって、第三者による調査及び評価を定期的 to 実施する。

◆提案理由

設立当時は、時代に即した効率的・機能的な構成及び組織だったが、現在の状況が変化し、非効率的となっている場合が多々ある。

よって、第三者による調査及び評価を定期的 to 実施することにより、効率的なグループ企業の運営を図る。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、「九電グループ経営ビジョン2035」の実現に向け、電気事業の運営に貢献する事業から、広く一般に商品・サービスを提供する事業まで、各社がそれぞれの役割において自主独立性を持った経営を行うことを基本としつつ、当社とグループ会社が相互に連携し、グループ一体となった取組みを進めております。

当社は、グループ経営管理サイクルにおいて、各社がグループ経営ビジョンに基づき策定する中期経営計画について合意し、年間成果契約を締結のうえ、年度終了後に業績評価を実施するとともに、一定の財務基準を満たさない事業については、撤退を含めた改善策を検討・実施しております。また、グループ会社の統合再編についても、グループ全体の経営効率化の推進及び企業価値向上の観点から、経営環境の変化に応じて適宜取り組んでおります。

さらに、グループ会社の経営状況については、定期的に社外取締役を含む取締役会へ報告し、モニタリングを行っております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第19号議案 定款の一部変更 人事評価の検証について

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(人事評価の検証)

第56条 当社は、個人の成果に応じた賃金改定を進めているが、社員の人事評価が公平公正に行なわれなければ機能しない。よって、人事評価の第三者による検証を定期的 to 実施する。

◆提案理由

成果主義を進めると、本当の成果ではなく、評価者のイエスマンが優遇されることが多々ある。

よって、前記を防止するため、人事評価の第三者による検証を定期的 to 実施する。

これにより会社の財産である社員が保護され、当社としても価値の向上が見込まれる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、公平公正で納得感のある人事評価の実現に向け、評価者に対し各種研修を実施するとともに、評価にあたっては、同僚、部下、後輩が被評価者に対して行う360°評価や、立場の違う複数の上司が独立して評価を行う多段階評価を取り入れ、より適切な評価を行う仕組みとしております。

さらに、上司は評価の結果を原則として本人へ通知するとともに、毎年実施する上司部下間の面談の中で、1年間の取組みを振り返り、部下の強みや改善点について、上司から丁寧に説明し、今後に向けた具体的取組みを共有・支援することとしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

以 上

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」



交通

- ・J R 博多駅より バス又は地下鉄 (約5～10分)
- ・天神より バス又は地下鉄 (約3～10分)
- ・西鉄薬院駅より 徒歩 (約7分)

お願い

- ・お車でのご来場はご遠慮ください。
 - ・グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
- 何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン (UD) の
考えに基づいた見やすいデザインの
文字を採用しています。